

大阪府におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛

否を問う住民投票条例制定の件に対する修正案

大阪府におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例制定の件の一部を次のように修正する。

次の表の提出議案の欄に掲げる規定を同表の修正案の欄に掲げる規定に傍線で示すように修正する。

修正案	提出議案
<p>(投票資格者等)                      第五条 住民投票において投票を行う資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、前条第二項の規定による告示の日の前日において、公職選挙法第九条第二項及び第三項の規定により、大阪府の議会の議員及び知事の選挙権を有する者(同法その他の法令により選挙権を有しない者を除く。)とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(投票資格者等)                      第五条 住民投票において投票を行う資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、大阪府内に住所を有する満十八歳以上の者(外国人を含む。)とする。</p> <p>2 (略)</p>